

「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 委託業務の目的

本業務は、若者の首都圏への流出傾向が強まり、県内企業、特に本県の基幹産業である製造業の新卒採用が厳しい状況となっていることを踏まえ、県内外大学生と、半導体産業を含む製造業を中心とした県内企業との交流の場を設けることにより、学生の視野を広げ、県内就職と本県半導体産業・製造業への関心を高めるきっかけとし、県内企業への就職を促進することを目的とする。

第2 委託業務の内容

1 委託業務名

学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務

2 業務内容

別紙「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

4 事業費（委託上限額）

2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

第3 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1）宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- （3）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと
- （4）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- （5）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年1月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと
- （6）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること
- （7）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること

(8) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること

- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の(1)から(8)までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできない。さらに、本業務の進行管理及び取りまとめは代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ、再委託を可能とする。

第4 スケジュール（予定を含む）

内容	期日
企画提案募集に関する公告	令和7年10月15日（水）
募集内容に関する質問受付	令和7年10月15日（水）から 令和7年10月24日（金）午後5時まで（必着）
質問に対する回答	令和7年10月29日（水）
企画提案書の提出締切	令和7年11月10日（月）午後5時まで（必着）
一次審査（実施する場合）	令和7年11月11日（火）
一次審査の結果（実施する場合）及び プレゼンテーション審査の日程通知	令和7年11月12日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年11月17日（月）
プレゼンテーション審査結果の発表	令和7年11月中旬
契約の締結	令和7年12月上旬

第5 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

- (1) 受付期間 令和7年10月15日（水）

令和7年10月24日（金）午後5時まで（必着）

- (2) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

- (3) 提出方法

質問書（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。

E-mailアドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp

- (4) 回答

質問に対する回答は、令和7年10月29日（水）までに宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また質問の内容によっては回答しないこともある。

第6 事業の企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年11月10日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。件名を「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務 企画提案書」とし、電話にて宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛てに受信確認を行うこと。なお、いかなる理由があっても提出期限後に県に到達したものは受け付けない。

セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛て連絡すること。なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

(3) 提出先

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

E-mailアドレス:koyousu@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出書類

イ 企画提案届出書(様式第2号)

ロ 企画提案書

「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(5) 提出後の変更

提出されたデータ内容の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類等は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 下記第7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、

第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第7 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 一次審査（書面審査）

イ 実施日

令和7年11月12日（水）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年11月12日（水）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(4) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和7年11月17日（月）※開始時間は別に通知する。

ロ 実施会場

宮城県本町分庁舎（漁信基ビル）6階 601会議室

ハ 実施方法

（イ）審査は対面により実施し、参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

（ロ）応募者1者当たりの持ち時間は40分（説明20分、質疑応答10分、評価10分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

（ハ）プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

（ニ）応募者は、応募した企画提案書に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資

料の配付や資料の差し替え等は認めない。

- (ホ) 資料を投影するプロジェクター又はモニター、HDMI ケーブル、パソコンは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。ただし、選定された委託候補者以外の者の順位は特定できないよう配慮する。

(5) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

第8 応募者が1者またはない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記第7（4）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

第9 評価基準及び配点

(1) 委託業務内容に即した以下の評価基準及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	評価点
現状・課題分析 と方向性 (20)	大学生の地方就職・定着に係る企業と学生の現状と課題を的確に把握・分析し、課題解決の方向性を示しているか。	10
	県内地域における若者の雇用状況の現状と課題を的確に把握しているか。	10
参加学生の確保 等に向けた工夫 や取組内容 (30)	参加学生確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか。	10
	学生への事業周知方法は効果的なものになっているか。	10
	学生に対し半導体産業・製造業界や地元企業の魅力を十分PRできるようなイベント内容となっているか。	10
業務実施体制等 (30)	提案内容の実施に当たり、関係機関との連携体制は適切であるか。	10
	業務を実施するうえで、必要な組織、人員、体制が整っているか。	10
	本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか。	10
業務実績 (10)	企画提案事業者の本業務にふさわしい業務実績があるか。	10
独自の取組 (10)	独自の取組について提案があり、その内容が本業務の効果等を一層向上させることが期待できるか。	10
合計評価点		100

(2) 順位点は、以下のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(3) 評価加点について

応募者（複数事業者による共同提案の場合は代表者）が、企画提案書の提出日時時点で、次のいずれかに該当する場合は、評価点を加算するので、証明書類（認証書の写し等）を提出すること。

イ 「女性のチカラを活かす企業認証」の認証を受けている。

ロ みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定を受けている。

ハ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議創設の「パートナーシップ構築宣言」を行っている。

ニ 障害者雇用促進法で定める法定雇用障害者数以上（※）の障害者を雇用している。※雇用義務が課されない事業主においては1人以上

第10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

第11 企画提案募集に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年10月15日（水）から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページで公開する。

第12 注意事項

- （1）企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- （2）委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- （3）企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の募集を延期又は取り止めることがある。
- （4）提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。
- （5）県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- （6）企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- （7）契約後、受注者が契約に違反し、又は不完全な履行をした場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わない、若しくは支払った委託金の一部又は全部を返還させる場合がある。

「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」企画提案書作成要領

1 「企画提案書」の提出

(1) 次の①から③を1セットとして提出すること。

- ①企画提案書
- ②企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号）
- ③事業経費参考内訳書（様式第4号）

2 「企画提案書」の内容

(1) 規格 以下のとおりとする。

縦横比	横：縦が4：3から16：9の範囲内とする。
フォントサイズ	A4サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。
ページ数	表紙と目次を除き20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。プレゼンテーション審査の際に説明しないページ（参考資料等）にはそのことが分かるよう記号等を付すこと。
容量	10メガバイト以内とする。

(2) 構成 下表に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

項目			記載内容
表紙			委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・FAX番号、電子メールアドレス）
目次			本文の各項目及び対応するページ番号
本文	①	本業務の実施方針	本業務の目的や学生の地方就職・定着と地域の雇用情勢における現状と課題、その課題解決に向けた取組方針について記載すること。
	②	イベント企画案	企画内容、意図や周知方法、実施効果等が具体的にわかるように記載すること。なお、企画内容は仕様書で指定している要素を含むことに留意すること。
	③	同種・類似業務実績及び本業務における応募者の強み	同種・類似業務実績（業務の名称、内容、成果、発注者及び実施期間等）について、該当があれば記載すること。
	④	実施体制及びスケジュール	本業務の実施体制（責任者の氏名、役割、従事する人数等）及び想定される作業スケジュールを具体的に記載すること。

(3) 留意事項

- ①「学生向け宮城県の半導体産業魅力発見イベント実施業務」企画提案に係る仕様書に記載した要件のうち、満たすことができない要件（もしくは、仕様変更した方が効果的であると考えられる要件）がある場合には、代替案・対応案を提案に含めること。
- ②参加者にとって、有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ③文章を補完するため、図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には、適宜解説を加え、企画提案書を審査する者の誤認識を防ぐよう配慮すること。